

令和6年（行ウ）第3号 地位確認等請求事件

原告 西清孝ほか1名

被告 国

回答書

令和7年7月11日

札幌地方裁判所民事第5部合議係 御中

被告指定代理人

荻野文則

岡本春菜

田湯夕奈

浅利有美

青木翔也

戸取謙治

小川貴裕

大野智己

今村謙介

石川舞子

石川亮太

神戸

翼



被告は、本書面において、原告らの2025（令和7）年6月16日付け第9準備書面（求釈明）（以下「原告ら第9準備書面」という。）及び裁判長からの第3回口頭弁論期日（令和7年6月11日）における求釈明に対し、必要と認める限度で回答する。

なお、略語等については、本回答書において新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 原告らの求釈明事項①（原告ら第9準備書面・確認事項(1)（1ページ））について

1 原告らの求釈明事項

被告が、令和7年5月30日付け準備書面(1)（以下「被告準備書面(1)」という。）第4の2(2)カ（17ページ）において、「旧姓の通称使用が拡大したとしても、夫婦及びその子は同一の氏を有するのであって、個人が家族を構成する一員であることを示す場面においては、家族の呼称としての氏を用いることが考えられる」と述べたことに対し、原告らは、上記「個人が家族を構成する一員であることを示す場面」とは具体的にどのような場面を想定しているのかを明らかにするよう求めている（原告ら第9準備書面1ページ）。

2 上記求釈明事項に対する回答

原告らが指摘する上記被告の主張は、一般に、旧姓の通称使用が拡大したとしても、個人が家族を構成する一員であることを示す場面においては、家族の呼称としての氏を用いることが考えられることを指摘したものであって、具体的に個人が家族を構成する一員であることを示したいと考え又はそれを示す必要がある場面については、各個人の考えや状況等によってまちまちであるから、特定の場面のみを想定したものではない。なお、原告らが指摘する親族的身分関係の確認のために戸籍謄本を確認する場面についても排除する趣旨ではない。

第2 原告らの求釈明事項②（原告ら第9準備書面・確認事項(2)（2ページ））について

1 原告らの求釈明事項

被告が、被告準備書面(1)第4の3(2)（18ページ）において、「夫婦の氏に関する規定は、夫婦それぞれと等しく同じ氏を称する程のつながりを持った存在として嫡出子が意義づけられていること（同法790条1項）を反映していると考えられ」と述べたことに対し、原告らは、上記「夫婦それぞれと等しく同じ氏を称する程のつながり」とはどのような趣旨かを明らかにするよう求めている（原告ら第9準備書面2ページ）。

2 上記求釈明事項に対する回答

原告らが指摘する上記被告の主張は、婚姻及び家族に関する事項は、法制度としてその全体が有機的に関連して構築されているものであるところ、夫婦同氏制について定める民法750条と嫡出子の仕組み（同法772条以下）についても、その法制度の一部として有機的に関連していることを指摘するものであって、原告らが例示的に指摘するように「別氏の夫婦（事実婚）の家族、子連れで再婚した家族又は国際結婚した家族のもとで養育されている子と、当該子の親・家族との「つながり」は、嫡出子よりも弱い（又は劣っている）」（原告ら第9準備書面の確認事項(2)（2ページ））などと主張するものではない。

すなわち、被告は、被告準備書面(1)第4の3(2)（18ページ）において、現行民法における婚姻を特徴づけるのは、嫡出子の仕組み（同法772条以下）であるところ、夫婦同氏制を定める民法750条は、まさにこの嫡出子が夫婦それぞれと等しく同じ氏を称するほどのつながりを持った存在として意義づけられていること（同法790条1項）を反映していると考えられること（平成27年最高裁判決における寺田逸郎裁判官の補足意見参照）を踏まえ、夫婦同氏制を定める民法750条と嫡出子の仕組みが有機的に関連しているものであり、嫡出子の氏がどのように定められるべきかという問題等を切り離して、夫

婦が婚姻前の氏を維持したまま婚姻する等の選択肢を設けていないことが憲法に違反するかどうかの判断をすることはできないことを主張している。

第3 原告らの求釈明事項③（原告ら第9準備書面・確認事項(3)（2ページ））について

1 原告らの求釈明事項

被告が、答弁書第3の7(1)イ（21ページ）においてした原告らの訴状第7の1(2)（64ページ）記載の主張に対する認否に関し、原告らは、被告において、条約締結国であったとしても、当該条約を遵守する義務がないと考えているかを明らかにするよう求めている（原告ら第9準備書面2ページ）。

2 上記求釈明事項に対する回答

1981（昭和56）年に被告が締結した条約法に関するウィーン条約26条において「効力を有するすべての条約は、当事国を拘束し、当事国は、これらの条約を誠実に履行しなければならない。」と定められていること及び憲法98条2項において「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と定められていることは、答弁書第3の7(1)イ（21ページ）において述べたとおりである。そのため、被告において、条約締結国であったとしても、およそ当該条約を遵守する義務がないなどと主張するものではない。

なお、被告が答弁書第3の内容を超えて認否を行う必要性は認められず、同様に、求釈明についても、これ以上の回答の要を認めないことは、被告準備書面(1)第5の2(1)（19ページ）において述べたとおりである。

第4 裁判長からの第3回口頭弁論期日（令和7年6月11日）における求釈明事項①について

1 裁判長からの求釈明事項

被告が、被告準備書面(1)第2の2(1)(8ページ)において、「原告らが主張する事情が平成27年大法廷判決(及び令和3年大法廷決定)の判断を変更すべき事情に当たるかどうかという観点から審理がされるべきである」と述べたことに対し、裁判長は、そのような判断枠組みを採用すべき根拠を明らかにするよう求めている。

2 上記求釈明事項に対する回答

(1) 本件においては、本件各規定が憲法13条、14条1項、24条1項及び同条2項等に反するかどうかの問題となっているところ、原告らが本件各規定により制約されると主張する利益ないし被る不利益については、平成27年大法廷判決及び令和3年大法廷決定における当該事件の原告ら本人の個別損害と同様であるから、平成27年大法廷判決及び令和3年大法廷決定において実質的に審理が尽くされ、判断が示されているものといえる。

そして、最高裁判所の判断(判例)は、明文の規定はないものの、法的安定性等を理由に、先例として事実上の拘束力を有すると解されており(佐藤幸治著「憲法訴訟と司法権」264及び276ないし279ページ〔乙第13号証〕、中野次雄編「判例とその読み方〔三訂版〕」76ページ〔乙第14号証〕、畑佳秀「民事判例の「実践的」読み方について—判決文等の形式面から読み取れること—」東京大学法科大学院ローレビュー13巻45及び46ページ〔乙第15号証〕参照)、そのため、判例の判断を変更することについては慎重でなければならないものとされている(前掲「判例とその読み方〔三訂版〕」74ページ〔乙第14号証〕参照)。

そうすると、判例が存在する場合には、事実上これに拘束されるべきことになるから、事実上の拘束力を否定すべき事情があるかどうか、すなわち、その判断を変更すべき事情があるといえるかどうかという観点から審理がされるべきことになる。

この点、本件と同様に民法750条及び戸籍法74条1号が憲法24条等

に反しないかが問題となった令和3年大法廷決定においても、上記各規定が憲法24条に違反するものでないことは「平成27年大法廷判決の趣旨に徴して明らかである。」として平成27年大法廷判決がそのまま引用され、その上で、「平成27年大法廷判決以降にみられる女性の有業率の上昇、管理職に占める女性の割合の増加その他の社会の変化や、いわゆる選択的夫婦別氏制の導入に賛成する者の割合の増加その他の国民の意識の変化といった原決定が認定する諸事情等を踏まえても、平成27年大法廷判決の判断を変更すべきものとは認められない。」と判断されており、令和3年大法廷決定における深山卓也裁判官、岡村和美裁判官及び長嶺安政裁判官の共同補足意見においても、「平成27年大法廷判決以降、本件処分時（平成30年3月6日）までの間に生じた諸々の事情を併せ考慮しても、憲法24条適合性に関する平成27年大法廷判決の判断を変更すべきものと認めるには至らないといわざるを得ない。」と判断されているところである。

(2) 以上のことを踏まえて、被告は、答弁書第5の4から6まで（36ないし48ページ）及び被告準備書面(1)第1から第4まで（4ないし18ページ）において述べたとおり、平成27年大法廷判決及び令和3年大法廷決定はいずれも正当であり、本訴訟については、原告らが主張する事情が、本件各規定が違憲であることを基礎づける事情に当たるかどうか又は平成27年大法廷判決及び令和3年大法廷決定の判断を変更すべき事情に当たるかどうか、すなわち、①平成27年大法廷判決当時及び令和3年大法廷決定当時はもとより、現時点においても本件各規定が違憲であることを基礎づける事情に当たるかどうか又は②平成27年大法廷判決及び令和3年大法廷決定後の事情の変化により本件各規定が違憲となるに至ったことを示す事情に当たるかどうかという観点から審理すべきであるところ、原告らが主張する事情は、これらのいずれの事情にも当たるものではないと主張している。

そして、被告は、上記①について、答弁書第5の2及び3（31ないし3

6 ページ) において述べたとおり、平成 27 年大法廷判決及び令和 3 年大法廷決定が、氏を含む婚姻及び家族に関する法制度については、我が国の歴史、伝統、文化、国民の意識ないし価値観を慎重に見極めつつ国民的議論を経た上で国民のより幅広い理解を得て定めていくべき事項であり、本来的に立法政策に属する事柄であるから、民主的代表機関ではない裁判所ではなく、第一次的には、当該代表機関である国会の合理的な立法裁量に委ねられるべきであるとの判断を前提としていることなど、その各判断がいずれも正当であって、現時点においてもこれらを変更すべき事情がないと主張している。

また、被告は、上記②について、答弁書第 5 の 6 (3) (47 ページ) 及び被告準備書面(1)第 4 の 2 (2) (13 ないし 17 ページ) 等において述べたとおり、原告らが指摘する平成 27 年大法廷判決及び令和 3 年大法廷決定以降の女性の有業率の上昇、管理職に占める女性の割合の増加その他の社会の変化や、いわゆる選択的夫婦別氏制度の導入に賛成する者の割合の増加その他の国民の意識の変化といった諸事情等については、平成 27 年大法廷判決及び令和 3 年大法廷決定の判断を変更すべき事情には当たらないと主張している。

この点については、令和 7 年 9 月 5 日に提出される予定の原告らの準備書面における主張内容等も踏まえ、必要な限度において補足の主張を行う。

第 5 裁判長からの第 3 回口頭弁論期日（令和 7 年 6 月 11 日）における求釈明事項②について

1 裁判長からの求釈明事項

被告が、被告準備書面(1)第 4 の 2 (2)エ (16 ページ) において、「通称使用の拡大は、婚姻に伴い氏を改める者が受ける不利益を一定程度緩和するものである。」と述べたことに対し、裁判長は、通称使用の拡大によっても、上記不利益が解消されるわけではないことを前提とすることでよいかを明らかにするよう求めている。

2 上記求釈明事項に対する回答

裁判長が指摘する上記被告の主張は、答弁書第5の1(2)ウ(ウ) (29及び30ページ)において述べたとおり、平成27年大法廷判決が、民法750条の採用した夫婦同氏制が憲法24条に違反するものではないことの理由の一つとして、「近時、婚姻前の氏を通称として使用することが社会的に広まっているところ、上記の不利益(被告注:「婚姻によって氏を改める者にとって、そのことによりいわゆるアイデンティティの喪失感を抱いたり、婚姻前の氏を使用する中で形成してきた個人の社会的な信用、評価、名誉感情等を維持することが困難になったりするなどの不利益」)は、このような氏を通称使用が広まることにより一定程度は緩和され得る」ことを挙げていることを踏まえ、被告においても、本件各規定が憲法24条に違反しないことの理由の一つとして、「通称使用の拡大は、婚姻に伴い氏を改める者が受ける不利益を一定程度緩和するものである」ことを指摘した上で、平成27年大法廷判決以降の更なる通称使用の拡大により上記不利益の緩和の程度が高まっていることを主張するものであって(被告準備書面(1)第4の2(2)エ・16ページ及び別紙1ページ)、現時点における通称使用の拡大状況により上記不利益がおよそ全て解消されていると主張するものではない。

なお、答弁書第5の6(3)(47ページ)で述べたとおり、上記の点については、令和3年大法廷決定における深山卓也裁判官、岡村和美裁判官及び長嶺安政裁判官の共同補足意見においても、夫婦同氏制が憲法24条に違反しないとした平成27年大法廷判決の判断を変更すべきものと認めるには至らない理由として、「婚姻及び家族に関する法制度の構築に当たり、国民の意識は重要な考慮要素の一つとなるものの、国民の意識がいかなる状況にあるかということ自体、国民を代表する選挙された議員で構成される国会において評価、判断されることが原則であると考えられる。そして、法制度をめぐる国民の意識のありようがよほど客観的に明らかといえる状況にある場合にはともかく、選択的夫

婦別氏制の導入について、今なおそのような状況にあるとはいえない」ことのほか、「通称使用の拡大」が、「婚姻に伴い氏を改める者が受ける不利益を一定程度緩和する側面が大きい」こと等を挙げており、その考慮要素の位置づけは、被告の上記主張と同趣旨である。

以 上